2017年度政府予算案・地方財政対策に関する談話

1.　政府は12月22日、2017年度政府予算案を閣議決定した。一般会計総額は97兆4,547億円（2016年度当初比＋0.8％。以下「同比」）と5年連続で過去最大を更新した。税収は、2016年度は前年より約3兆円（2015年度比＋5.6％）多く見込んだものの、結果として第三次補正において1兆7,120億円減額したこともあり、2017年度においては1,080億円増の57兆7,120億円（同比＋0.2％）にとどめた。同時に、国債の新規発行額は34兆3,698億円（同比▲0.2％）に抑えたものの、公債依存度は35.3％（同比▲0.3％）と微減、この間減少させてきた基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の赤字額は10兆8,413億円と5年ぶりに悪化することとなった。安倍内閣は、財政再建を景気回復による税収増頼みとしてきたものの、税収そのものの頭打ちでアベノミクスの限界を明らかにするものと言える。

2.　概算要求時には高齢化による自然増を約6,400億円としていた社会保障費は、財政再建計画に合わせるために1,400億円圧縮し、4,997億円増（同比＋1.6％）としたが、これは、高額療養費の自己負担増や外来受診時の上限額の引き上げ、介護保険料の引き上げ等によって抑えられたものである。一方、「1億総活躍社会」実現の施策として、働き方改革と子育て支援には2兆9,352億円が確保された。非正規労働者の待遇改善企業への支援や失業手当の給付期間の延長、待機児童解消のための保育所の拡大と保育士確保のための賃金引き上げ、幼児教育無償化の対象の拡大などのメニューが並んだ。また、この間、自治労も求めてきた給付型奨学金も、対象は限定的ではあるものの創設されることとなった。予算配分の重点化と経済・財政再建計画との整合性の確保という課題に対応するものではあるが、受益者が限定されるなかでの高齢者を中心とした負担増であり、高齢社会への不安感が強まるものである。

3.　同日の閣議では、2017税制改正大綱も決定された。働き方改革の名の下に検討が開始された配偶者控除は、最終的に年収要件の見直しに限定され、現行の103万円以下から150万円以下に引き上げるものとなった。ライフスタイルに中立な税制のためには、既存の所得控除全体と社会保険料を含めた見直しが必要であるにもかかわらず、極めて限定的な制度変更にとどまっている。さらに、国税である所得税は2018年度、地方税である住民税に対しては2019年度から適用されるが、住民税の減収額は全額国費で補てんするとされているものの、具体的な補てん方法は未定である。また、廃止論も多く見られてきたゴルフ場利用税については、「今後長期的に検討」と初めて検討事項として明記された。加えて、法人実効税率の引き下げ、償却資産にかかる固定資産税の特例措置の延長、国税としての森林環境税（仮称）の創設なども含め、地方財政へのマイナス影響や課税自主権との関係が危惧される。

4.　 地方税収の安定化と地域間の税源偏在性の是正は不可欠であるが、政府は、2016年度から地方法人税と法人住民税法人税割の税率調整と交付税原資化によって偏在是正を行っており、2017年度も同様の措置を取ることとしている。交付税原資の確保は最重要課題ではあるものの、これは、本来地方の独自財源である法人住民税の国税化であり、地方の課税自主権を侵害するものである。さらに、国税による財源保障責任を放棄し、地域間での財政調整に委ねるものであり、問題である。

5.　地方財政については、歳入・歳出規模を86兆6,100億円（同比＋1.0％）に増額し、一般財源総額は62兆803億円（同比＋0.7％）と昨年に引き続き過去最高を更新した。概算要求時には、地方交付税は同比▲7,414億円（▲4.4％）、臨時財政対策債同比＋9,284億円（＋24.5％）とされていたものの、地方公共団体金融機構の公庫債金利変動準備金を4,000億円活用するなどして交付税原資を確保し、地方交付税総額16兆3,298億円（同比▲3,705億円、▲2.2％）、臨時財政対策債4兆452億円（同比＋2,572億円、＋6.8％）と、地方財政への一定の配慮が見られるものとなった。税収の伸びの鈍化を受け前年度からの繰越がゼロになったことや、7年ぶりに国税・地方法人税の決算当該年度精算分として、2015年度決算の予算割れした分の精算のために約1,500億円もの原資が失われることから、交付税の確保については当初から厳しいとの声が聞かれていたが、結果としてマイナス影響は抑制されたと言える。ただし、原資確保のため、公庫債金利変動準備金の活用を概算時より3,000億円増額していることや、交付税特別会計借入金償還を1,000億円繰り延べするなど、地方財政対策は不透明化の度合いを強めていると言える。原資の確保に向けては、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げが本筋であり、財源保障のあり方について、中長期的視野での検討が必要である。また、社会保障ニーズの急増や臨時財政対策債の元利償還金分を考えれば、一般財源総額が確保されたとはいえ、地方の一般行政経費の増加に対応できるものとなっているのか、十分な検証が必要である。

6.　 「まち・ひと・しごと創生事業費」は、昨年同様1兆円が確保された。地方創生の経費を地方財政計画に計上したことは一定評価できるが、将来にわたる安定財源とはいえず、経常的な財政需要に位置付けるべきである。また、財務省が全廃を主張し続けている歳出特別枠（2015年度8,450億円、2016年度4,450億円）のうち、2,500億円を削減した上で、公共施設等の集約化・複合化・老朽化対策に1,500億円、保育士・介護人材等の処遇改善に1,000億円を新たに計上した。削減分を振り替えることで実質的に前年度水準が確保されたとは言え、依然として歳出特別枠の扱いは不安定であり、臨時的な財源から経常的かつ具体的な経費へと転換することが必要であると同時に、保育士等の処遇改善はあくまでも一億総活躍プランの一環であることから、経費計上の安定性の確保も重要である。さらに、歳出特別枠の配分には、段階補正が大きく反映されていたことから、振替に際しては小規模自治体への急激な減額にならないよう、配慮が不可欠である。

7.　「まち・ひと・しごと創生事業費」の算定に加え、地方交付税算定に対し、行革努力と実績によって配分される「インセンティブ改革」や、民間委託等による経費削減に基づいて単位費用を引き下げる「トップランナー方式」が強化されており、客観・中立であるべき地方交付税算定に反するものとして国会審議で追及しなければならない。さらに、「トップランナー方式」については、各自治体に民間委託を押し付けるものではないこと、一般財源総額が確保されていること、交付税交付額の減少を直接的にはもたらしていないことから、各県本部・単組は、財政難等を理由とした安易な民間委託に対しては、委託の妥当性や根拠の提示を求め、交渉強化を図る必要がある。同時に、退職手当を除く給与関係経費については、18兆6,700億円（同比＋0.5％）とした。定員管理調査上も、地方公務員総数の減少傾向に歯止めが見られ、一般行政職は増加に転じている。職員削減は限界であることが明白であり、賃金水準と必要人員の確保にむけて全力を挙げる必要がある。

8.　全体としてみれば、アベノミクスによって社会は分断が進行している。景気頼みの不安定な税収のもとで、無理に財政健全化目標を達成しようとすれば、社会保障と地方財政の削減圧力がこれまで以上に強まることが予想される。政府は、「納税の納得感の醸成と公共サービスの受益感の向上」に資する税財政改革に向け、所得税の累進性の強化、相続税基礎控除額の引き下げ、金融資産課税の総合課税化など、所得再分配機能を強化するとともに、拡大してきた格差の解消にむけた税制改革を進め、同時に、社会保障制度の持続可能性と機能強化にむけた対策を講じるべきである。2017年度の地方一般財源総額は確保されたが、各県本部・単組は、地方財政計画の水準と当該自治体の一般財源や人件費、社会保障費の動向と著しいかい離がないか点検し、自治体予算の確立にむけて労使協議、議会対策を進める必要がある。自治労は、公共サービスの充実にむけ、当面する通常国会において協力国会議員団等とともに予算確保をはじめとした要求の実現に取り組んでいくこととする。

2017年1月6日

全日本自治団体労働組合

書記長　福島　嘉人